

官民競争入札等監理委員会
第103回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第103回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成24年12月17日（月）18:00～19:00

場 所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）について

- (1) 印刷局ネットワークシステム運用管理支援請負作業
- (2) 防衛省・航空自衛隊の事務用品調達業務
- (3) 財務省行政情報化LANシステムの運用管理業務
- (4) 登記簿等の公開に関する業務
- (5) 電子商取引モニタリング事業
- (6) 国際交流基金日本語国際センターの海外日本語教師研修接遇業務
- (7) エコライフ・フェア2013実施業務

3. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集の結果について

4. 公共サービス改革法の対象事業選定と今後の進め方について【非公開】

5. 閉会

○樫谷委員長 それでは、少し時間前ですけれども、皆さん揃っていただきましたので、第103回官民競争入札等監理委員会を始めたいと思います。

まず、議事に入ります前に、事務局より発言したいとのことでございますので、館事務局長よりお願いしたいと思います。

○館事務局長 本日は、どうもお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、本監理委員会に先だちまして、何度も書面審議で多くの案件を御審議いただきまして、大変ありがとうございました。大変恐縮に存じておりますが、書面審議にいたしませんと、この監理委員会で恐らく資料が天井につくぐらいのものになってしまいますので、また、こういう審議の簡略化・効率化ということで御協力いただければと思います。その点、御礼申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

○樫谷委員長 それでは、本日の議題は議事次第のとおりですけれども、議題4については、本委員会運営規則第5条の規程に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、実施要項（案）について御審議いただきたいと思います。

本件については、これまで入札監理小委員会で審議をしまりましたので、「印刷局ネットワークシステム運用管理支援請負作業」「防衛省・自衛隊の事務用品調達業務」及び「財務省行政情報化LANシステムの運用管理業務」の3件について、小林主査から御報告をお願いしたいと思います。

○小林委員 それでは、入札監理小委員会で審議いたしました結果について御報告いたします。

まず、資料1-1に基づきまして、「印刷局ネットワークシステム運用管理支援請負作業」について御報告いたします。

この案件は、平成25年6月から28年5月までの3年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされております。

まず論点としては、「サービスの質について」であります。

論点として、請負者にサービスの質を達成させるに当たって、サービスの質の基準が明確になるように指標値を示して、サービスレベルアグリーメント（SLA）を締結すべきではないかという点と、それから、ヘルプデスク満足度の基準スコア65点が低過ぎないかということについて検討いたしました。

対応としては、1点目のSLAについては、コストがかかることもあり、それは締結しないということですが、サービスの質として、質の基準を設定したということであり。具体的には、ヘルプデスクの満足度調査をいたしまして、ヘルプデスクへの問い合わせに対する一次回答率を設定いたしました。システム運用については、サーバ内データの定時バックアップ率、セキュリティに関しては、ウィルス情報の把握に関する事項、パターン

ファイルの更新に関する事項で、基準を明確にさせていただいたということでもあります。

ヘルプデスクの満足度の基準スコアについては、おおむね目標水準が75点と各省のLANシステムがなっていますことから、基準スコアを75点に設定いたしました。

2点目「評価基準について」であります。

評価基準について、評価基準表や評価基準の項目が不明確ではないかということで、不明確なものについて修正をしていただきました。具体的には、評価基準表の印刷局の実績及び類似案件の実績の評価基準の見直し、加点点評価基準の記載についての見直しをしていただいたということでもあります。

3点目、おめくりいただきまして、「契約の変更および解除について」であります。

「契約の変更の記述について、変更権が発注官庁側の一方的な記述になっているのではないか」という点、「契約の解除条件である破産法及び会社更生法等については、申し立てが生じたときにすぐに解除ができるわけではないので、この解除条件は削除すべきではないか」ということで、1点目に関しては、変更の記述について、「民間業者との合意をもって行う」という旨に修文していただきました。2点目については、契約の解除条件である破産法および会社更生法等に関する記述を削除していただいたということでもあります。

4点目の「パブリックコメント等について」であります。意見は現行業者1者から3件。いずれも仕様書の機器の記載ミスについてでありました。

以上が、「印刷局ネットワークシステム運用管理支援請負作業」でございます。

2件目の資料2-1に基づきまして、「防衛省・航空自衛隊の事務用品調達業務」の審議結果を御報告いたします。

この案件は、平成24年度と25年度に民間競争入札により事業を実施するというところでございます。平成24年度事業の入札状況は、本年5月に入札を行いました。不落となりました。これは予定価格の設定が非常に厳しかったということで、予定価格と実施要項の見直しを経まして、本年9月に再度入札を行って、落札者を決定して、10月から業務を開始しているということでもあります。この結果は、応札者数が2で、競争が行われたということでもあります。

また、本年6月に実施した事業の評価において、求められるサービスの質の確保と高い経費削減効果が認められたということもありまして、25年度事業についても同様の考え方で実施要項（案）を作成することを確認いたしました。

23年度事業は応札者数が5者でありまして、それと比べて応札者数が減少したこともありまして、25年度事業においては、応札者をふやす工夫が求められましたため、過去事業の入札説明会参加者や応札者等への積極的な周知、わかりやすい説明会の実施等に努めることにしていただきました。

パブリックコメントへの対応状況であります。パブリックコメントにおいては、民間事業者2者から26件の意見等がありまして、什器の組立・設置作業の日程、作業場所等の詳細についての打合せを行う旨の追記要望に対して、それを追記することとか、事務用消

耗品において記載されている参考品が1製品しかないのもう1製品追記すべきとの指摘に対して、同等品を追加するなど、適切な変更がなされていることを確認しております。

23年度事業の評価における今後の方針の中で、利用者アンケートにおける改善意見の実現性について検討するとしておりましたが、その1つである「一度に発注できる品目数に制限を設けないこと」についても要件化されていることを確認しております。

次の案件、資料3-1に基づきまして、「財務省行政情報化LANシステムの運用管理業務」についての審議結果を御報告いたします。

当該案件は、平成25年4月から27年12月までの2年9か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することになっております。

1点目「運用管理業務の質及び調査項目について」ですが、ヘルプデスク業務の稼働率は、契約の基本的な要件であって、公共サービスの質とは異なるのではないかという点、それから、調査項目及び実施方法で、「セキュリティの重大障害件数」とありますが、調査項目と異なるのではないかという点を論点といたしました。

対応としては、ヘルプデスク業務の稼働率の箇所を削除して、あわせて、それを達成しなければ、ディスプレイ項目としていたものを削除いたしました。基本的な契約要件であるということでもあります。

2点目は、「セキュリティの重大障害件数」を調査項目から削除していただきました。

次の「業務内容について」であります、「セキュリティアップデート等の定常業務を行う」の「等」や「その他マシンオペレーション業務に付帯する作業を行うこと」の「その他」という表現が、実施すべき業務内容が明確ではない、何が含まれるのか明確ではないということで、業務内容を明確にするべきであるという点を検討いたしました。

対応としては、「等」という文言を削除して、他の箇所の見直しを行ったことと、「その他」のところも同様に削除していただいたということでもあります。

パブリックコメント等につきましては、2者から7件のコメントが寄せられました。

1つは、ヘルプデスク利用者満足度調査の基準スコアを「75点以上」と設定した理由を御教示いただきたいというのが（1）番の論点でございます。その回答欄については、財務省行政情報化LANシステムの運用管理業務については、これまで満足度調査をしておりませんでしたので、75点という理由が不明確だということですが、それに対して、各府省で一般的に実施しておりますところの満足度が75点以上を達成していることもありまして、その旨をあわせて回答するように、質問者に対して、質問の趣旨を踏まえた回答になるように修正したということでもあります。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、「登記簿等の公開に関する業務」「電子商取引モニタリング事業」「国際交流基金日本語国際センターの海外日本語教師研修接遇業務」及び「エコライフ・フェア2013実施業務」の4件について、稲生主査から御報告をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○稲生委員 まず、資料4-1によりまして、「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」についての御説明をいたします。

この業務は、平成25年度から平成28年9月までの3年6か月間の契約として、全国の50の法務局及び地方法務局において民間競争入札を実施したところでございます。

1番の「実施要項の変更について」でございまして。平成24年10月及び11月に実施した入札において、全体53のうち42という非常に多くのところで不調となりました。この結果を踏まえて、所要経費を再積算したところ、若干、国庫債務負担行為予算によって対応することが困難という状況に至ったものでございます。

その結果、42不調であったところの3入札については、新しいスケジュールによってこの3地域については再度公告入札を実施するという形で対応するとしたものでございます。

細かいスケジュールについては、(2)でごらんいただければと存じます。

次に、この審議結果ですけれども、こういった入札結果等を踏まえた実施要項（案）の所要の変更については妥当なものであると判断をし、先ほどの3入札については、本事務の実施に支障を生じさせないように、平成25年度において必要な予算措置を講じて、適切に受託事業者を選定することを法務省に対して求めたところでございます。

続きまして、資料5-1によりまして、「電子商取引モニタリング事業」についての審議結果を御報告申し上げます。

この事業は、平成25年4月から平成28年3月までの3年間を契約期間として、入札による事業を実施するとされているところでございます。

審議の結果は、「落札者の評価基準について」論点提示をしたところでございます。この内容については、新しい受託した事業者について、本事業をスムーズに引き継いでいただくことが大変重要であろうと考えまして、消費者庁で研修を行うときに、マニュアルをきちんと用意すべきではないかというところをまず申し上げたところでございます。

それから、加点審査項目で、「消費者保護に関する実務経験が2年以上」となっておりますけれども、これについてもちょっとハードルが高いのではないかとということも2点目として問題提起いたしました。

これに対して、消費者庁から、以下の3点の対応をしていただいたところでございます。

まず1点目が、受託した事業者が研修を行うに際して、消費者庁が協力をを行うとともに、マニュアル等を貸与いただくということで何とかスムーズに業務を引き継ぐことができるようにいたしました。これは後ほどごらんいただければと思いますけれども、17ページに添付しているところでございます。

それから、これに伴いまして、加点の審査項目を追加いたしました。これは本文としては13ページ、別紙11（52ページ）の「○技術等評価表」の上のほうの「①調査実施計画」の「ア」の欄の上から2行目に反映をさせていただいているところでございます。

それから、3点目は、研修マニュアル等を用意したことから、実務経験について、つま

り2点目の指摘事項ですが、2年以上から1年以上へ短縮いただいたということで、所要の修正をいただいたというところでございます。

それから、パブリックコメントの結果ですけれども、平成24年11月6日～26日にかけて行いましたが、寄せられた意見等については、特になかったというところでございます。

以上が「電子商取引モニタリング事業」でございます。

それから、3件目ですが、資料6-1をごらんいただければと存じます。「独立行政法人交流基金 日本語国際センター海外日本語教師研修接遇業務」でございます。

こちらは、当センターが平成24年4月から1年間を契約期間として、民間競争入札による事業を実施しているところですが、終了後の事業について、平成25年4月から平成27年3月までの2年間を契約期間として、2期目の入札を実施するとされているところでございます。これについて実施要項(案)を審議いたしましたので、結果を報告申し上げますところでございます。

論点は、中ほどにごらんいただきますように、所要の検討がなされているかというところでございますけれども、内閣府の評価によりますと、2点でございます。

まず①ですが、「参入実績のない民間事業者においても、実施状況を踏まえた工夫(企画書の提案)が可能となるよう、実施要項等に本実施状況の内容を十分に情報開示するなど、更なる競争性の確保に努める必要がある」という指摘が1点目。

それから、2点目は「アンケートによる研修参加者の満足度が定量的な指標を大きく上回っていることを踏まえ、確保されるべきサービスの質の一層適切な設定について検討する必要がある」というところが論点でございます。

これを受けての対応ですけれども、まず1点目については、情報開示について、要項案の25～29ページですが、赤字になっておりませんので、ちょっとわかりにくいところがございますけれども、前に比べて、かなり内容を充実していただいたということでございまして、こういうふうな充実によって情報開示を強化いただくという形で、創意工夫を参加者が発揮できるようにしたところがございます。

それから、2点目の達成指標については、実績等に鑑みまして、前回から10ポイント引き上げて、より高めの評価で設定したというところがございます。

こういった対応については、適切な対応であると委員会では評価をしているところでございます。

それから、最後ですが、資料7-1をごらんください。「エコライフ・フェア2013実施業務」について御紹介申し上げます。

「エコライフ・フェア2013実施業務(環境保全普及推進事業)」については、従来、企画競争をしておりますが、随意契約としていたものでございます。これについては、監理委員会等の機関の関与によってより公正性・透明性を確保すべきではないかという議論がございまして、平成25年度から民間競争入札を実施するものとしたものでございます。内容を審議した結果を、以下のとおり御報告申し上げます。

まず、論点としては、中ほど1番に書いてございますけれども、出展者に求める出展料について、収支報告の結果、過不足が生じた場合の対処についてしっかりと明記しておく必要があるのではないかというところでございます。これは要項案の5ページに書いてるところでございます。これについては、受託事業者は、出展料の設定において、過不足が生じた場合の精算方法等も含めて、事前に環境省及び共催者との間で協議をしていただいた上で、了解を得るという形にしたところでございます。

そのほか、実施要項案に明記されていないようなことが細々とあるわけございまして、それについては、説明会で明らかにしていただくことで、多くの参加者に御理解を賜るということにいたしました。

それから、2番目ですが、入札参加者に求める提出書類という点でございます。要綱案については、11～12ページ、23ページの「評価項目一覧」という紙になります。これは、提出書類が落札者を決定するための評価を行う上で、適切な設定となっておりますかというところを論点として提示いたしました。

対応ですが、組織的基盤に関する確認のために、親会社等に関する情報の記載を求めていることから、これに対応して経理的な基盤に関する確認においても、該当する場合においては、つまり、特に大きな会社だと思っておりますけれども、連結財務諸表の添付もあわせて求めることにしたところでございます。

それから、裏のページをごらんいただければと思います。

当初は、直近決算月が入札日から3か月以上さかのぼる場合には、残高試算表の提出を求めると記載があったわけですが、ほかの契約案件における提出書類の要求状況等を鑑みまして、この実施要綱案では特にこの提出を求めないとしたところでございます。

以上を踏まえたパブリックコメントですけれども、2週間にわたりまして実施したところでございますが、特に意見はなかったというところでございます。今後も、参加者を確保するために、事業実施に向けて積極的に御対応いただくというところをこちらのほうからお願いしたところでございます。

以上、4件の御説明・御紹介をお願いいたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御報告いただきました7件の実施要項（案）について、何か御意見・御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、異存はないということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）について、監理委員会として、異存はないということにしたいと思っております。

続きまして、次の議題であります「公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集

の結果について」事務局より御報告をお願いしたいと思います。

○後藤参事官 資料8でございます。両面の一枚紙でございます、これに基づいて御説明申し上げます。

「公共サービス改革基本方針」は、例年6月ごろ閣議決定するものですが、この変更にあたりまして、この時期に、広く民間事業者あるいは公共団体の方々から意見募集を毎年行っているものでございます。今年については、11月1日から3週間御意見を賜りました。

その結果、4つの主体から12件の御意見が寄せられました。これは公共サービス改革法第7条に基づくものでございまして、13日付とありますけれども、この資料は、既に先週の金曜日に公表させているところでございます。

今年度の事業選定作業と関連してこの時期に行ったわけですが、裏面を見ていただきますと、御意見の内容としては、国の公共サービスに関する御意見が10件、地方公共団体の公共サービスに関しては2件となっております。

主な御意見。これは数量的なものだけでなく御報告させてもらいますけれども、公共サービス改革基本方針本文のさまざまな記述がございまして、その文章に関する御意見が6件ございました。それから、公金の徴収に関連する業務で3件ほど。これは医療未収金とか、公庫の貸付金等でございます。それから、統計調査等に関連する御意見が1件。それから、地方の公金の徴収に関して、地方税とか地方の未収金に関する御意見が2件でございます。

この御意見の内容と、それに対する実施府省の回答も公表するというので、これも近々に公表させていただいて、その上で、特にこれは重要だと、対象事業の選定なり、調査検討を進めていくものについては、4の「今後のスケジュール」に書きましたが、この委員会での審議等を通じて検討を進めていくという段取りにしていきたいと思っておりますので、まずは、このようにさせていただきたいと思っております。

ちなみに、【参考】という表がございましてけれども、法律制定当初はたくさんの御意見がございましたけれども、ここ2年ほどは御意見がございませんでしたが、今回は出てきたということでございまして、しっかりと受けとめて、委員長にも御相談して、今後、どの小委員会なりでこの内容を詰めていくかを検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

これについて、何か御質問はございますか。

よろしいですか。

それでは、以上をもって、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)